

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（697））
2. 日 時：平成30年2月22日 13時30分～17時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、秋本安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、関根技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他24名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 副長 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他3名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力運営） 副長 他3名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、2月5日、19日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルート、原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書及び非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### 【重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

○環境条件の設定は、設置許可において有効性評価における事故シーケンスのうち最大値を格納容器内等の区分毎に選定する方針としているところ、工事計画申請では、一部の機器（主蒸気逃がし安全弁）を機能に応じた環境条件で個別に評価していることから、設置許可との設計方針の整合性を考慮した上で、各事故シーケンスのプロセス値の包絡性を含めて、考え方を整理して提示すること。

○環境条件の設定方法において、「線量強度」から、どのように放射線量を算出したのか、評価方法、算出過程を整理して提示すること。

### 【可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルート】

○液状化に伴う浮き上がり及び損壊による段差量の算定方法等においては、評価方法や算出過程が工認図書だけで理解できるよう説明すること。

### 【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】

○フィルタ装置のフィルタ性能について使用前検査を見越した試験、評価内容について整理して、提示すること。

【非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書】

- ストレーナ圧損試験について、試験の目的、実施者、時期、条件について整理して、提示すること。
- ストレーナ圧損試験及び有効吸込水頭評価が「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」に基づいていることを説明すること。
- ストレーナ圧損試験結果の実機への適用性について説明すること。
- ストレーナ圧損試験結果の再現性について説明すること。
- 外部注水時の異物に対する考え方について説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート
- ・安全施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に係る補足説明資料（「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」）